別表第一アスポキシシリンを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飲水添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条、第十九条第二項、第二十三条、第三十六条の三第一項、第二項及び第四項並びに第三十七条の三第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第三項中「川崎市水江町東亜ジャパンエナジー岸壁南西端（北緯三十五度三十分十六秒東経百三十九度四十四分三十六秒）」を「塩浜信号所から二百三十八度千八十メートルの地点」に改める。

第二十九条の三第一項中「総トン数四万トン」を「長さ二百七十メートル」に改め、「にあつては、」の下に「総トン数」を加え、「総トン数二万トン」を「長さ百七十五メートル」に改め、「にあつては、」の下に「総トン数」を加え、同項第二号中「（北緯三十五度二分六秒東経百三十六度五十分四十六秒）」を削る。

別表第一釧路の部東区の項中「総トン数三百五十トン未満の各種船舶」を「各種船舶。ただし、総トン数三百五十トン以上の各種船舶は、幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場合に限る。」に改め、同表尾道糸崎の部第二区の項中「中央桟橋東端」を「尾道灯台（北緯三十四度二十四分六秒東経百三十三度十一分四十三秒）から四十七度九百七十メートルの地点」に改め、同部第三区の項中「（北緯三十四度二十四分六秒東経百三十三度十一分四十三秒）」を削る。

別表第二博多の部中央航路の項中

「　二　博多港西防波堤北灯台から二百九十七度二千四百メートルの地点
　三　博多港西防波堤北灯台から二百九十五度三十分三千二百六十メートルの地点」

を

「　二　博多港西防波堤北灯台
　三　博多港西防波堤北灯台から二百九十六度二千四百メートルの地点」

に改める。

別表第三函館の部第一区の項の次に次のように加える。

第二区	百五十メートル

別表第四京浜の部鶴見航路、京浜運河及び川崎航路の項中「東亜ジャパンエナジー岸壁南西端」を「塩浜信号所から二百三十八度千八十メートルの地点」に改め、同表名古屋の部東水路の項中「金城信号所」を「金城信号所（北緯三十五度二分六秒東経百三十六度五十分四十六秒）」に、「総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならない」を「長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満又は総トン数五百トン以上の入出航船にあつては、総トン数五千トン）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。」に、「総トン数五百トン未満」を「長さ五十メートル未満」に、「総トン数五百トン以上の入出航船」を「長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならない」に、「総トン数五百トン以上の入航船」を「長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができる」に改め、同部西水路の項中「総トン数五百トン以上の出航船」を「長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に、「総トン数五百トン未満」を「長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン以上の船舶」に、「総トン数五百トン以上の入航船」を「長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に、「総トン数二万トン（油送船にあつては五千トン）」を「長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）」に、「総トン数五百トン以上の入出航船」を「長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に改める。

別表第四京浜の部北水路の項中

「　金城信号所（北緯三十五度二分六秒東経百三十六度五十二分五十秒）
　名古屋北信号所
　Ｉの文字の点滅
　Ｏの文字の点滅
　Ｆの文字の点滅」

を

金城信号所（北緯三十五度二分六秒東経百三十六度五十二分五十秒）	北水路においては、金城信号所の五十一度、百十一度及び二百二十三度方向に面する信号板並びに名古屋北信号所の百九十七度方向に面する信号板による。	入航船は、入航することができること。長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	出航船は、出航することができること。長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
名古屋北信号所	Ｉの文字の点滅		
	Ｏの文字の点滅		
	Ｆの文字の点滅		

に改める。